

下妻市分別収集計画

令和4年6月20日

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには市民、事業者、行政が、それぞれの立場で自らの役割を認識するとともに、一致協力して取り組みを進めていくことが重要である。

第6次下妻市総合計画においては、「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ～住み続けたい、選ばれまちを目指して～」とする将来像の実現を目指し、具体的なまちづくりの目標を6項目によって構成しており、廃棄物（ごみ処理）については「環境にやさしく災害に強い『安全なまち』」として位置づけられ、ごみの減量化と再資源化（リサイクル）を推進している。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）」第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の円滑な推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたって基本的方針を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- 市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減、再資源化の促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,321 t	3,304 t	3,287 t	3,270 t	3,253 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 環境教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、資源回収団体等のリサイクルの取組やごみ処理施設の見学会等の機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、処理経費の増加等のごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

② 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を呼びかける。

③ 買い物袋持参運動の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の推進・啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用の合理化を行う。

④ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

⑤ 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより、“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、下妻市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	無色透明びん 茶色びん その他の色びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの※	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの※	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

※印の2項目（紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、白色トレイ、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装）については、令和8年度を目処に分別収集を実施する。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位 t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	64		63		63		63		62	
主としてアルミ製の容器	27		27		27		27		27	
無色のガラス製容器	(合計) 78		(合計) 77		(合計) 77		(合計) 77		(合計) 76	
	(引渡) 0	(独自処理) 78	(引渡) 0	(独自処理) 77	(引渡) 0	(独自処理) 77	(引渡) 0	(独自処理) 77	(引渡) 0	(独自処理) 76
茶色のガラス製容器	(合計) 112		(合計) 111		(合計) 111		(合計) 110		(合計) 110	
	(引渡) 0	(独自処理) 112	(引渡) 0	(独自処理) 111	(引渡) 0	(独自処理) 111	(引渡) 0	(独自処理) 110	(引渡) 0	(独自処理) 110
その他の色のガラス製容器	(合計) 64		(合計) 63		(合計) 63		(合計) 63		(合計) 63	
	(引渡) 64	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが採用されているものを除く。）	2		2		2		2		2	
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として段ボール製の容器	90		90		89		89		88	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 30		(合計) 30	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 30	(引渡) 0	(独自処理) 30
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料または醤油等を充てんするためのもの	(合計) 138		(合計) 137		(合計) 137		(合計) 136		(合計) 135	
	(引渡) 0	(独自処理) 138	(引渡) 0	(独自処理) 137	(引渡) 0	(独自処理) 137	(引渡) 0	(独自処理) 136	(引渡) 0	(独自処理) 135
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 47		(合計) 47	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 47	(独自処理) 0	(引渡) 47	(独自処理) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量の算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込

＝直近年度の分別適合基準物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、平成29年から令和3年までの5年間の常住人口（10月1日現在）及び令和4年5月1日現在の常住人口から相関関数を求め、各年度の計画予想人口を勘案し、次の通り設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
41,215人 (対前年度比) 98.41%	41,004人 (対前年度比) 99.49%	40,792人 (対前年度比) 99.48%	40,581人 (対前年度比) 99.48%	40,370人 (対前年度比) 99.48%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子供会や市民団体等による集団回収が進んでいる飲料用紙製パックについては、引き続きこれらの団体が実施することとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

当面、ペットボトルについては、下妻市リサイクルセンターで選別、圧縮・保管するが、飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、白色トレイ、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装の分別収集実施を見据え、令和8年度を目処にリサイクルセンターの設備の拡充について検討する。

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）

分別収集が実行あるものにするため、次の取り組みを進める。

①排出指導等の徹底

市民における資源物のより徹底した分別を促進するため、不燃ごみ専用袋へのかん・びんの混入の際、排出方法を指導するシールを貼付け、その袋の回収を行わない。

②集団回収の促進

子供会や市民団体等による集団回収を促進するため、資源回収団体への支援と報奨金の交付を行う。

③事後評価

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。